

まちなみ

～人と環境に優しいまちづくりを目指して～



第60号 令和元年12月15日

編集・発行 羽村市区画整理部区画整理総務課
区画整理推進課

羽村駅西口土地区画整理事業の 今後の整備予定について

羽村駅西口土地区画整理事業は、平成27年度から本格的なハード整備に着手し優先的に整備する地区の「しらうめ保育園周辺」、「羽村駅前周辺」、「川崎一丁目エリア」、「羽村大橋周辺」において、関係権利者をはじめ皆様のご協力により、平成30年度末時点で、70棟を超える建物等の移転が完了し、換地先でおのこの新たな土地利用が開始されています。

令和元年度以降の整備予定は、去る5月20日付で決定した最新の事業計画に基づいて、引き続き建物等の移転や区画道路の築造工事など計画的に事業を進めてまいりますので、今後のエリア別の整備計画（移転をお願いする時期等）について、お知らせいたします。

なお、具体的な整備範囲については、事業の進捗状況を踏まえお知らせしていくとともに建物等の移転予定時期を捉え、事前の戸別訪問等により、建築物等の移転補償金を算定するための調査など詳細なご説明をさせていただきますので、引き続き事業に対するご理解とご協力をお願い申し上げます。

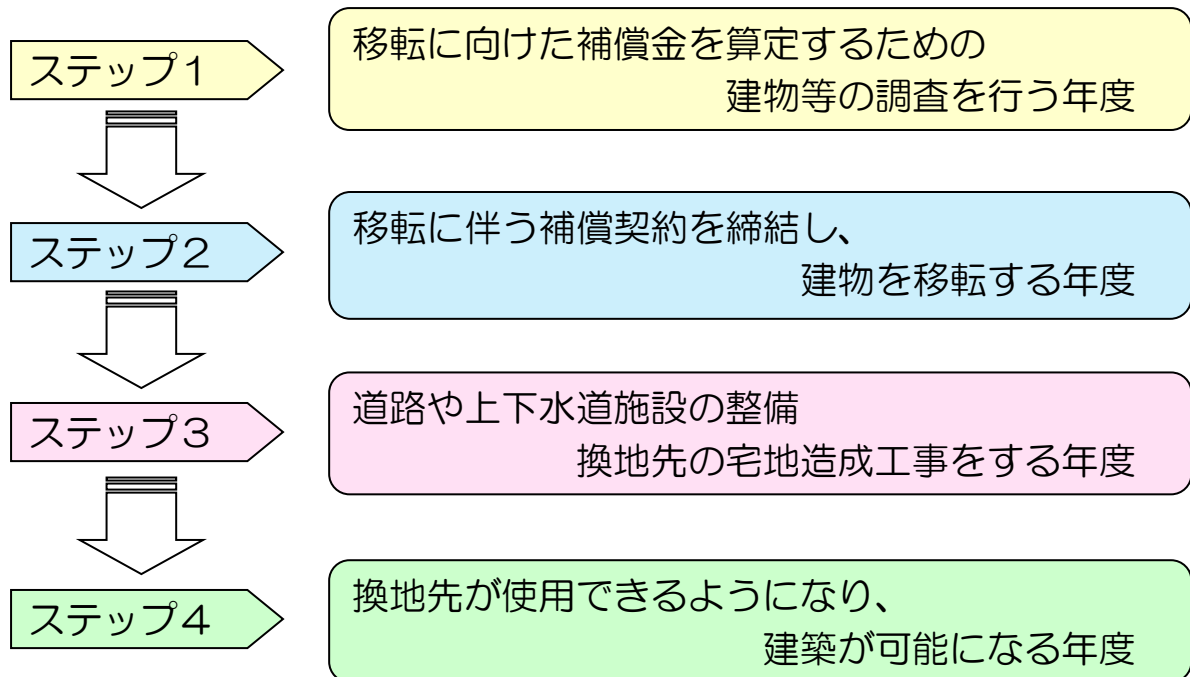
第60号の主な内容

- ◆ 今後（令和元年度以降）の整備予定について
- ◆ 建物等の移転時期や工事の進め方等について

◆ 建物等の移転時期や工事の進め方等について

羽村駅西口地区は、住宅などの建物が多く建ち並んでいますので、移転先となる換地の効率的な整備を行うために、一定の範囲の建物などを、集団で移転（取り壊しなど）していただいています。これにより、広範囲の工事が可能となり、周辺整備にかかる期間や仮住まいの期間を短縮していくものです。

基本的な移転と工事の進め方は、整備範囲ごとに次の4つのステップの流れで行います。地区全体では、事業の進捗状況に応じて、このサイクルを繰り返しながら整備を進めていきます。



(注) 基本的な移転と工事のサイクルとなりますので、従前地と換地の位置関係等により、換地先で建築を開始する時期が異なる場合や前後のステップが同じ年度に行われる場合があります。

引き続き、移転補償等に関する具体的な協議や建物調査を段階的に進めておりますので、ご不明な点がございましたら、土地区画整理事務所までご連絡をお願いいたします。

■ 羽村駅西口土地区画整理事務所

【住所】羽村市羽東 1-29-35

【電話】042 - 570 - 7474

【開所日・開所時間】

毎週月曜日～金曜日（祝日を除く）
午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分まで

